

公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(JSPO-AT)
更新登録要件

公益財団法人日本スポーツ協会(以下、JSPO)公認スポーツ指導者登録規程第 6 条に定める更新登録要件のうち、公認アスレティックトレーナー(以下、JSPO-AT)については以下のとおりとする。

1. 更新登録要件

更新研修への参加や JSPO-AT としての活動実績を単位として算出し、有効期限の 6 ヶ月前までに合計 10 単位以上(必須単位を含む)*を取得することで JSPO-AT の更新登録要件を満たしたこととする。

単位取得にあたっては、JSPO-AT のコンピテンシーをふまえ、自己分析のうえで自身に必要な研修を 11 カテゴリーから選択し計画的に取得することが望ましい。

*講習・試験免除適応コースのアスレティックトレーナー専任教員(以下「AT 専任教員」という。)が AT 専任教員を継続するために取得が必要な単位は 20 単位以上とする。

ただし、AT 専任教員講習会修了後から初回の JSPO-AT 資格更新までの期間が 4 年未満の場合に限り、特例として取得が必要な単位は 10 単位以上とする。

なお、上記特例を除いて、20 単位未満だった場合、AT 専任教員としての資格を喪失するが、取得した単位が 10 単位以上だった場合は、JSPO-AT 資格の更新登録要件は満たすものとして扱う。

(別に定める「アスレティックトレーナーコース申請基準・新カリキュラム対応版」参照)

2. 単位の申請・承認に関する事項

別に定める「日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー更新研修受講実績・活動実績の承認に関する基準」に基づき、更新研修受講実績・活動実績を JSPO が単位として承認する。

3. 移行措置

令和 8 年 4 月 1 日時点で有効期限までの期間が 4 年未満の場合、以下の(ア)、(イ)のいずれも満たすことで更新登録要件を満たしたこととする。

(ア) 別に定める「アスレティックトレーナー更新研修受講実績・活動実績の承認に関する基準」における「カテゴリー A JSPO が認める一次救命処置(BLS)資格の保持」から 1 単位を取得

(イ) 別に定める「アスレティックトレーナー更新研修受講実績・活動実績の承認に関する基準」における「カテゴリー C JSPO が認める国内での研修への参加」から 2 単位を取得

4. 附則

この基準は、アスレティックトレーナー部会の決定により変更することができる。

令和 6 年 4 月 1 日作成

令和 8 年 1 月 29 日改定、令和 8 年 4 月 1 日施行